

ご存じですか？

# 成年後見制度

判断能力に不安がある人のために

## ●成年後見制度とは

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方に対し、安心して暮らせるように支援する制度です。

この制度を使うことで、判断能力が不十分な方が悪質な訪問販売などによって、消費者被害に遭われた場合、法的に守ることができま

## ●成年後見制度の種類

・**任意後見制度**／本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ自らが選んだ方と、判断能力が低下したときに備え、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。

・**法定後見制度**／本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって成年後見人などが選ばれ、財産管理や身上保護を行う制度です。

## ●認知症のあるBさん(80)の場合

家に見知らぬ人が来て「健康によいサプリメントがあります！ぜひ買ってください！」と勧められ、「1回だけなら」と契約内容も分からないまま購入契約を行った。後日、1回だけでと伝えたサプリメントが、毎月届くようになった。確認すると定期購入契約しており、解約には高額な費用がかかると言われた。

成年後見制度を利用すると、判断能力が不十分な方と結んだ不当な契約は取り消すことができます。

## ●法定後見制度の手続きの流れ

- ① 申し立てをする／申し立てを行う方は必要な書類などをそろえて、家庭裁判所に申立書を提出します。
- ② 家庭裁判所による調査／家庭裁判所は制度を利用するご本人、または申立人に事情をお聞きするため、面接を行います。
- ③ 家庭裁判所による審判／家庭裁判所は申立書類や診断書の内容などから後見・保佐・補助のどれに該当するかを検討し、後見などの開始の審判を行います。
- ④ 後見による登記／審判が確定したら、家庭裁判所が東京法務局に登記の依頼を出します。
- ⑤ 後見の開始／登記が完了すると、本人の財産が後見人に預けられ、後見開始となります。

## ●権利擁護センターありだがわ

日常生活に不安のある高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように次のことなどをサポートします。

- ・悪質商法などの権利侵害から守る法律行為の相談や助言
- ・成年後見制度の説明や制度を利用する支援
- ・福祉サービスの利用手続きの支援

家族の物忘れがひどくなり、詐欺などに遭わないか不安です。お金の使い方を含め、サポートしてくれませんか？



## 相談先

- 権利擁護センターありだがわ (社会福祉協議会内) ☎ 23-8800

認知症の高齢者や障害者の生活上のさまざまな相談をお受けします。お気軽にお問い合わせください。